

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成 29 年度の保険料額を通知します

後期高齢者医療制度は、被保険者(加入者)の皆さんにご負担いただいている保険料によって成り立っており、保険料は、皆さんが将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となります。

☆平成 29 年度の保険料額につきましては、7 月中に個別にお知らせしますので、ご確認ください。
保険料率、計算方法、軽減割合については、保険料額決定通知書と一緒に送られる「後期高齢者医療制度パンフレット」をご参照ください。

保険証が新しくなります



現在ご使用の保険証の有効期限が 7 月 31 日までとなっていますので、8 月以降は使用できなくなります。
7 月中に新しい保険証(黄色)を郵送しますので、お手元に届きましたら、お持ちの水色の保険証を破棄し、黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成 30 年 7 月 31 日までです。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、役場福祉保健課医療給付係までお申し出ください。

新しい保険証の色は黄色です

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証は、有効期限が 7 月 31 日までとなっていますので、8 月以降は使用できなくなります。



8 月以降も交付対象となる方につきましては、7 月中に保険証と一緒に新しい減額認定証(橙色)を郵送しますので、8 月になりましたら、橙色の減額認定証をご使用ください。

新しい減額認定証の有効期限は、保険証と同じく平成 30 年 7 月 31 日までです。

過去に減額認定証の交付を申請したことがない方で認定証の交付を希望される場合は、役場福祉保健課医療給付係までお申し出ください。

- ※減額認定証の交付対象となるのは、世帯全員が住民税非課税の方です。

新しい減額認定証の色は橙色です

町民税課税世帯の高額療養費の自己負担限度額が見直しされます

高額療養費の自己負担限度額が、平成 29 年 8 月から次のとおり見直しされます。
国民健康保険については、前期高齢者(70 歳以上)の方が対象です。
70 歳未満の方は変更ありません。

区 分		1 か月の自己負担限度額(※1)	
		平成 29 年 7 月まで	平成 29 年 8 月から
現役並み所得者	外来(個人単位)	44,400 円	57,600 円
	外来+入院(世帯単位)	(医療費総額 - 267,000 円) × 0.01 + 80,100 円(※2)	
一般	外来(個人単位)	12,000 円	14,000 円(※3)
	外来+入院(世帯単位)	44,400 円	57,600 円(※2)
町民税非課税世帯 ※変更ありません	区分 II	外来(個人単位)	8,000 円
		外来+入院(世帯単位)	24,600 円
	区分 I	外来(個人単位)	8,000 円
		外来+入院(世帯単位)	15,000 円

区分 I：世帯全員が住民税非課税であり、次のいずれかに該当される方に適用されます。
・世帯全員の所得が 0 円の方
・老齢福祉年金を受給している方

区分 II：世帯全員が住民税非課税で「区分 I」に該当しない方に適用されます。

- ※1 月の途中で 75 歳の誕生日を迎えることにより、後期高齢者医療に加入する方(障害認定で加入する方は除く)は、加入した月の自己負担限度額が 1/2 に調整されます。
- ※2 多数該当(過去 12 か月に 3 回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4 回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額は 44,400 円です。
- ※3 1 年間(8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで)の外來の自己負担額合計の限度額が 144,000 円となります。

※不審な電話や訪問者にご注意ください※

訓子府町内にも不審な電話がかかってきています！
役場の職員を名乗って電話をかけ、医療費や保険料の「払い戻しをする」と言って、近所の銀行やスーパーなどの ATM(現金自動預払機)で操作をさせて、お金をだまし取ろうとする事件が道内各地で発生しています。

役場から ATM での操作をお願いすることは、絶対にありません！

もし、「払い戻しをするお金がある」という電話がきたら、いったん電話を切り、役場福祉保健課または北海道後期高齢者医療広域連合(☎ 011-290-5601)に確認してください。
※電話の相手が伝えた電話番号は、役場や広域連合以外につながる可能性がありますので、絶対にかけないでください。